

「生きる」を創る。

将来、保障を選べる**介護保険**

スーパー介護年金プラン

働き盛りの万ーを保障

介 護

高度障害



将来、必要な保障を選べる

介護保障プラン

公的介護保険制度
連動年金プラン

確定年金プラン

一時金受取プラン



- ・「パンフレット」に記載の保障内容は、2023年1月現在のものです。
- ・「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」は商品内容やご契約に関する大切な事項を記載しています。“お支払いできない場合”や“新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し”など、お客様にとって不利益となることも記載していますので、必ずご確認ください。

お問い合わせ、お申込みは

＜募集代理店＞（アフラックは代理店制度を採用しています）

＜引受保険会社＞



〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル

URL <https://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について
コールセンター 0120-5555-95
月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00
※祝日・年末年始を除きます。

当代理店はお客様と引受保険会社の保険契約締結の媒介を行うもので、
告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。

☎ 784095 (01)

AFツール-2023-0034 2月2日

この保険は、以下の保障を希望されるお客様におすすめの商品です。商品内容がお客様のご希望（ご意向）に沿っているかご確認ください。
ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

このパンフレットで
ご案内する保障分野

介護や障がいの保障

対応する
商品・特約

スーパー介護年金プランVタイプ

このパンフレットではご案内しておりません

病気やケガの保障
(がんや重大疾病の保障も含む)がんや重大疾病
(特定の疾病)の保障

死亡時の保障

貯蓄
(教育資金や老後生活資金準備など)

この「パンフレット」は記載の保険の概要を説明しています。

ご契約の際には「**契約概要**」「**注意喚起情報**」「**その他重要事項**」「**ご契約のしおり・約款**」を必ずご確認ください。

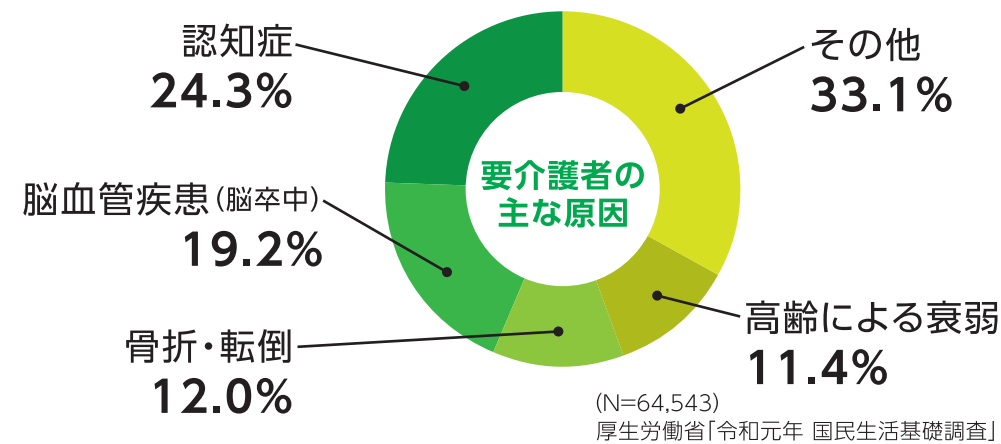
今も将来も、介護や老後の心配があります。



スーパー介護年金プラン

は、今から備える
介護保険です！

働き盛りでも、もしもに備えて…



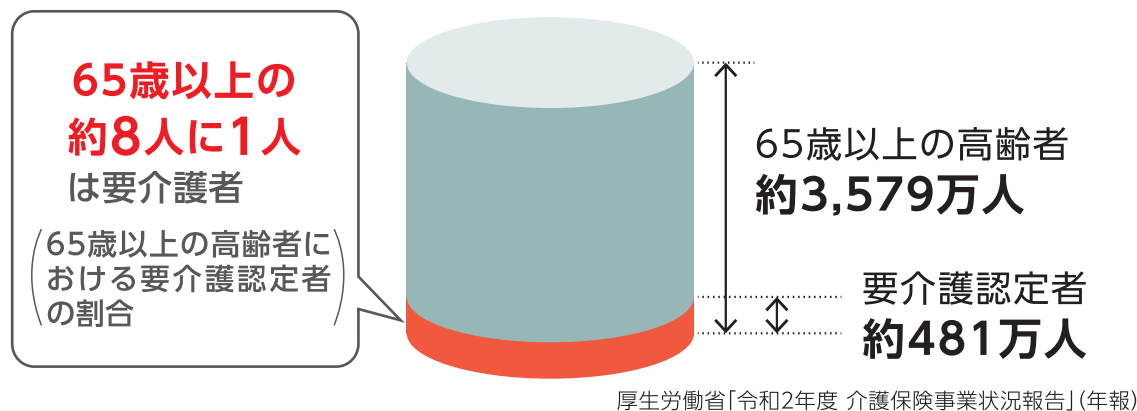
働き盛りの
あなたへ
介護の備え

働き盛りの万一を保障

**「介護」はもちろん
「高度障害」も保障**

「認知症」「寝たきり」による介護保障。
さらに、身近な病気や事故による「高度障害」も保障します。

将来、介護の不安は…



将来の介護が
不安なあなた
への備え

将来、選べる保障

介護に備える2つのプラン

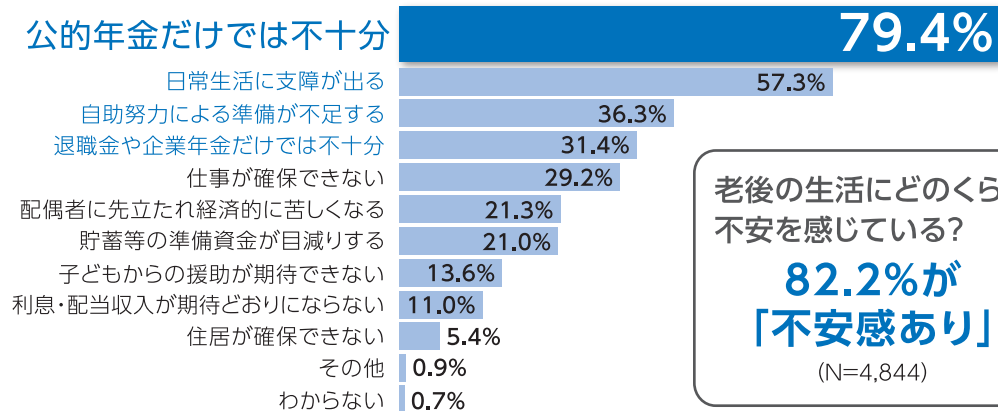
介護保障プラン

介護保障と死亡保障を
同時に確保できます。

**公的介護保険制度
連動年金プラン**

公的介護保険の認定を
受けた場合に年金を
受け取れます。

老後の不安は…



将来、選べる保障

老後の生活に備える2つのプラン

確定年金プラン

65歳から確定年金として
受け取れます。

一時金受取プラン

65歳時に解約払戻金を
一時金として受け取れ
ます。

複数回答 (N=3,980)
(公財)生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」

たとえば、**ご契約例**の場合

65歳までは介護保障を確保、65歳時に

ライフプランにあわせて保障を選べます



ご契約例

65歳までの保障

介護・高度障害の保障

男性30歳
基準介護年金年額60万円コースの場合
介護年金10年コース

死亡保険金額逦増期間 満了年齢	満65歳
保険料払込期間	65歳払済

「認知症」または「寝たきり」による
所定の要介護状態になった場合
つぎの①②のいずれかに該当したとき
①所定の「認知症による要介護状態」が3か月以上継続したとき
②所定の「寝たきりによる要介護状態」が6か月以上継続したとき

介護一時金	一時金として (1回限り) 60万円
介護年金	年額 60万円 ×最長 10 年まで (月々5万円×12か月)

所定の高度障害状態になった場合
所定の「高度障害状態」に該当し、その状態が6か月以上継続したとき

高度障害一時金	一時金として (1回限り) 60万円
高度障害年金	年額 60万円 ×最長 65 歳まで (月々5万円×12か月)

死亡した場合

死亡時までの経過年数による死亡保険金をお支払いします

要介護状態や高度障害状態になり
「介護年金」「高度障害年金」のお支払いが続く限り、

**保険料のお払込みは
免除されます。**

65歳時

65歳以降の保障

介護に
備える

老後の
生活に
備える

1

介護保障 プラン

介護年金の保障を
継続することができます。

「認知症」または「寝たきり」による所定の要介護状態になった場合
つぎの①②のいずれかに該当したとき
①所定の「認知症による要介護状態」が3か月以上継続したとき
②所定の「寝たきりによる要介護状態」が6か月以上継続したとき
保険期間：終身

介護一時金	一時金として (1回限り) 60万円
介護年金	年額 60万円 ×最長 10 年まで (月々5万円×12か月)

死亡した場合
保険期間：終身

死亡保険金 一律 **60万円**

2

公的介護保険 制度連動 年金プラン

公的介護保険制度連動年金

公的介護保険の要介護認定または要支援認定を受けた場合
年金を受け取ることができます。

・公的介護保険の認定を受けなかった場合、または認定を受けずに死亡された場合でも、
一時金として払戻金を受け取ることができます。
(公的介護保険制度連動年金として受け取るより少ない金額となります。)

3

確定年金 プラン

65歳から**確定年金**を受け取ることができます。

4

一時金受取 プラン

65歳の契約応当日前日に解約した場合
65歳時に一時金として受け取ることができます。

・65歳の契約応当日以後に解約した場合、介護保障プランの死亡保険金額(60万円)を限度として、
経過年数により計算し、お支払いします。

※保険料払込期間が終身払の場合
2または3のプランを選択された
場合、以後の保険料のお払込みは
必要ありません。

プラン変更のタイミングは「65歳の契約応当日」です。「65歳の
誕生日」ではありません。アブラックからお送りする案内書類
にて、契約応当日の2週間前までに変更の申し出が必要です。

記載の保障内容・金額などは、基準介護年金年額・性別・死亡保険金額逦増期間満了年齢・契約年齢などにより異なります。

2 公的介護保険制度連動年金プラン 3 確定年金プランについては、プラン変更後の保障内容・金額などは
プラン変更時の特約条項・基礎率などに基づいて決まるため保険のご契約時点で定まるものではありません。

※介護一時金と高度障害一時金は重複してお支払いしません。
※死亡保険金額逦増期間満了年齢は
満60歳・満65歳・満70歳・満75歳から選べます。

保障の対象となる所定の要介護

下記の「認知症」または「寝たきり」による要介護状態に該当したとき、介護一時金

状態について

・介護年金をお支払いします。

お支払事由の詳細については「契約概要」
「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

認知症による要介護状態

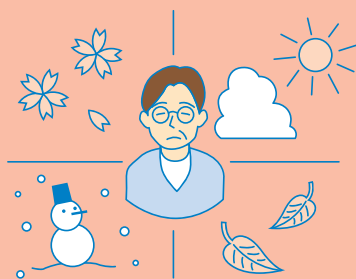
以下の①②のすべてに該当し、その状態が3か月以上継続したとき

① 「認知症」と診断確定されていること



② 意識障害のない状態で、つぎの①～③いずれかの見当識障害があること

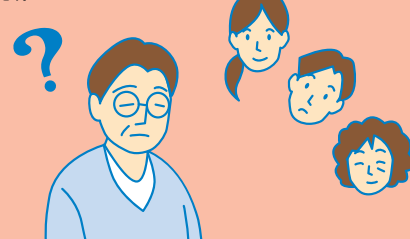
① 常時、季節または朝、真昼、夜のいずれかの認識ができないこと



② 今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができないこと



③ 日頃接している家族または日頃接している周囲の人の認識ができないこと

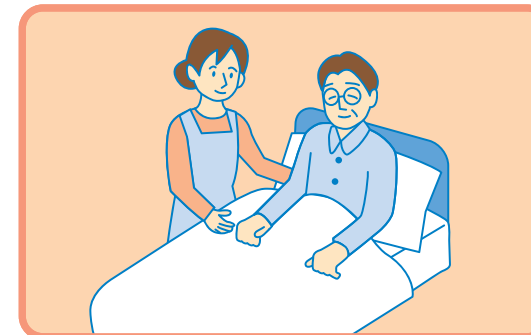


「認知症」の診断確定や「見当識障害」の診断は、日本の医師の資格をもつ同一の医師によってなされることを要します。

寝たきりによる要介護状態

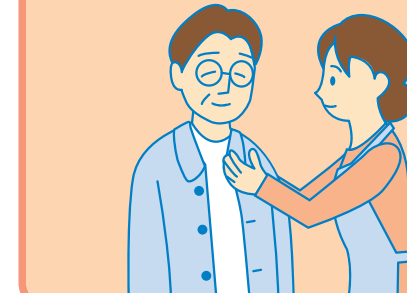
常時寝たきり状態で、以下の①②のすべてに該当し、他人の介護を必要とする状態が6か月以上継続したとき

① ベッド周辺の歩行が自分ではできないこと

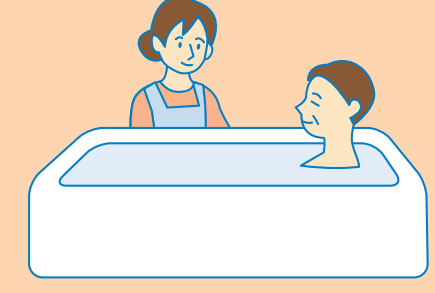


② つぎの①～④のうち2項目以上が自分ではできないこと

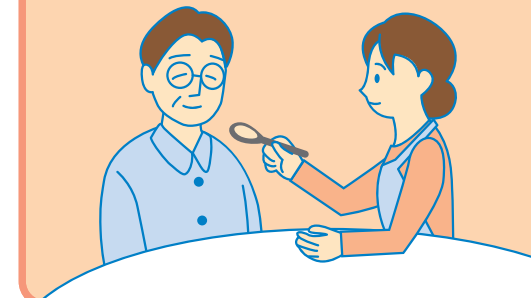
① 衣服の着脱



② 入浴



③ 食物の摂取



④ 大小便の排泄後の拭き取り始末



「寝たきりによる要介護状態」の診断は、日本の医師の資格をもつ医師によってなされることを要します。